

買物公園の放置自転車の解消を目指して、放置自転車の撤去等を行う条例を制定します。

この条例は、「自転車の放置禁止区域」を設定して、一定時間以上路上駐輪する自転車の撤去や移動を行うことで、買物公園に自転車の放置が生じにくい環境を形成し、自転車を駐輪場へ誘導することを目的とするもので、買物公園の歩行環境を改善し、良好な景観を形成して、来街者が安全安心に集うことができる買物公園にしようとするものです。

調査は、この条例について、地域の方々の御意見をお聴きして、その内容を検討するために実施するものでありますので、御協力いただけますようお願い申し上げます。

(1) 「自転車の放置禁止区域」の設定や、放置自転車の撤去・保管は、その根拠を条例として定める必要があります。買物公園の放置自転車の解消を図るために、こうした条例を定めるべきかどうか、次から当てはまるものの番号を回答欄に御記載ください。

- ①条例を定めるべき ②条例は不要 ③どちらでもない

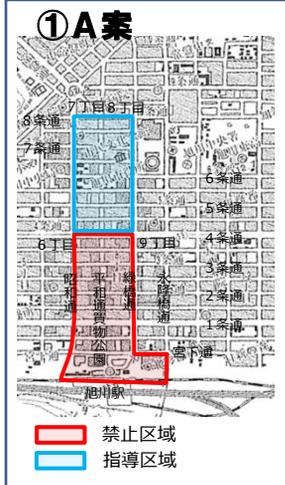
(1) 回答欄

【理由】 「③どちらでもない」を選択した場合は、理由を御記載ください。

※ ②、③を選択された方は、(3)へお進みください。

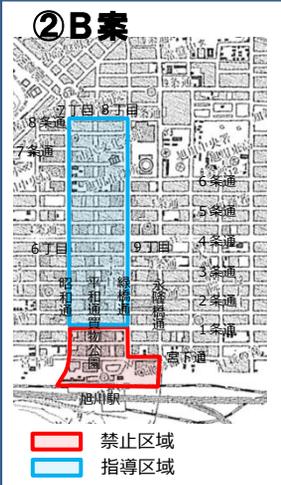
(2) (1)で「①条例を定めるべき」を選択された方にお聞きします。

条例を制定する場合、自転車の撤去等を行う区域をあらかじめ定めませんが、その区域の範囲は、次の案のどれが良いとお考えですか。番号を回答欄に御記載ください。



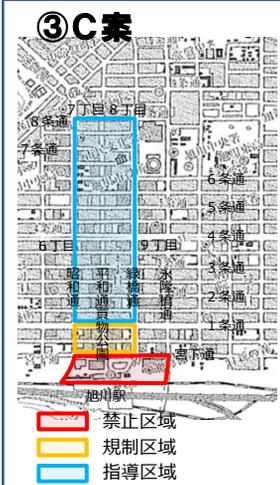
A案
「旭川市駐輪場基本計画」の禁止区域の案に指導区域を加え「買物公園」の全域を区域指定する案

- ・禁止区域 旭川駅 - 4条通
- ・指導区域 4条通 - 8条通



B案
駐輪需要に応じた駐輪施設が設置されている区域を禁止区域に、これ以外を指導区域とする案

- ・禁止区域 旭川駅 - 1条通
- ・指導区域 1条通 - 8条通



C案
B案の禁止区域のうち、買物利用等が多い宮下 - 1条通間を規制区域に、1条通以北を指導区域に指定する案

- ・禁止区域 旭川駅 - 宮下通
- ・規制区域 宮下通 - 1条通
- ・指導区域 1条通 - 8条通

④どの案でもない

(2) 回答欄

【理由等】 「④どの案でもない」を選択した場合は、その理由、代替案などを御自由に御記載ください。

- (3) 買物公園の放置自転車について、日頃からお感じになっていることやお考えなど、御意見がございましたら御自由に御記載ください。

- (4) 最後に、御記入いただきましたお店等の御住所と業種についてお聞かせください。

【御住所】	条通	丁目	右・左
-------	----	----	-----

【業種】	該当するものの番号に○印を御記載ください。						
1	百貨店、スーパー	2	飲食店	3	衣料販売店	4	ホテル
5	銀行	6	コンビニエンスストア	7	病院等	8	貸金業
9	情報サービス業	10	その他（	）			

【お店等の建物の所有形態】	該当するものの番号に○印を御記載ください。		
1	建物所有者	2	テナント入居者

御協力ありがとうございました。